

日米行政協定の実施に伴う国々の財産の管理に関する法律案要綱

(目的)

第一 この法律は、日米安全保障条約第3條に基づく行政協定を実施するため、合衆国軍隊の用に供する国々の財産(国々財産法の適用を受けない国々の財産及び権利を含む。以下同じ。)について、その管理及び処分の特例を設けることを目的とする。

(無償使用)

第二 国は、国々の財産を合衆国軍隊の用に供する必要があるときは、無償で、その用に供する国々合衆国に使用を許すことができる。

(損害補償の請求権の放棄)

第三 前條の規定により合衆国に使用を許した国々の財産については、国は、当該財産の返還に当りその原状回復又はこれに代る補償の請求を行わないものとする。

(一時使用等の許可)

第四 国は、合衆国に使用を許した国々の財産について、その用途又は目的を妨

げない限度において使用又は収益を許すことができる。

前項の使用又は収益に関する権利は、合衆国が当該財産を返還した時において、消滅すること。

(貸付契約の解除)

第五 普通財産を貸し付けた場合において、当該財産を條約第1條に掲げる目的を遂行するため合衆国軍隊の用に供する必要があるときは、国々財産法第84條の例に準じ必要な補償をしてその貸付契約を解除することができる。

(特別会計に属する国々の財産の所管接等)

第六 特別会計に属する国々の財産を合衆国に使用を許す場合においては、当該財産は、一般会計に所管接若しくは所屬替をし又は一般会計の使用とするものとすること。(この場合合衆国々財産法第15條の規定により有償で整理することとなること。)